

## 株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

日新製鋼株式会社

代表取締役社長 三喜俊典

## 第2回定時株主総会決議のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第2回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます

敬 具

## 記

**報告事項** 第2期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

**決議事項****第1号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

## 変更の要旨

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、今後も適切な人材の招聘を継続的に行うことができるよう、社外取締役および社外監査役の責任を予め法令に定める限度まで限定する契約を締結できる旨の規定を新設いたします。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線が変更部分です。）

現 行 定 款	変 更 後
<p>（取締役の責任免除） 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>（新 設）</p>	<p>（取締役の責任免除） 第26条 （同 左）</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>第27条～第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第27条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (同 左)</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

#### 第 2 号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり三喜俊典、入江梅雄、成吉幸雄、南 憲次、内田幸夫、佐々木雅啓の6氏が再任され、新たに水元公二、宮楠克久、三好宣弘、遠藤 功の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

#### 第 3 号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり新たに小濱和久氏が選任され、就任いたしました。

#### 第 4 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役鈴木英男氏に対し、52,120千円の退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

---

### 配当金のお支払いについて

第2期期末配当金(1株につき15円)は、6月9日(月)からお支払いを開始しておりますので、既にお送りしております『**期末配当金領収証**』により最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

なお、振込ご指定の方には、既にお送りしております『**期末配当金計算書**』および『**配当金振込先のご確認について**』のとおり6月9日付にて手続きいたしておりますのでご確認ください。